別表六の二(三)
11欄、18欄及び26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六の二(三)　平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

試験研究費の総額	試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計）		1	円	特別試験研究費の税額控除	当期税額基準額残額 (8)－(9)	15	円
	試験研究費の総額に係る連結税額控除割合	(3) ≧ 10 % の場合	4	0.1		当期税額控除可能額（(14)と(15)のうち少ない金額）	16	
		(3) ＜ 10 % の場合 (3)×0.2＋$\frac{8}{100}$（小数点以下3位未満切捨て）	5			調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「20の②」）	17	
	税額控除限度額（(1)×(4)）又は（(1)×(5)）		6	円		当期分の特別控除額 (16)－(17)	18	
					前期繰越分	差引当期税額基準額残額 [(8)又は[(7)×$\frac{30}{100}$]]－(9)－(16)	19	
						連結繰越税額控除限度超過額（別表六の二(三)付表一「6の計」（総額＋特別））	20	
						平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額（別表六の二(三)付表一「9の計」（総額＋特別））	21	
						平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額（別表六の二(三)付表一「12の計」	22	
税額控除	（(6)と(8)のうち少ない金額）		9					
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「19の②」）		10					
	当期分の特別控除額 (9)－(10)		11			「3」、「4」又は「5」の場合は0）		
特別試験研究費の税額控除	特別試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計）		12			調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「17の②」＋「18の②」）	25	
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$－((4)又は(5))		13			当期繰越税額控除額 (24)－(25)	26	
	特別研究税額控除限度額 (12)×(13)		14	円		法人税額の特別控除額 (11)＋(18)＋(26)	27	

18欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に該当するもの)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第2項」
②区分番号に、「10006」
③適用額欄に、当該別表六の二(三)18欄の金額(円単位)を記載してください

11欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第1項」
②区分番号に、「10005」
③適用額欄に、当該別表六の二(三)11欄の金額(円単位)を記載してください

26欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除額がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第3項」
②区分番号に、「10007」
③適用額欄に、当該別表六の二(三)26欄の金額(円単位)を記載してください

法　0301－0603－02